

# 日本における女性保護規定の成立

—1911年工場法成立前史—

千 本 暁 子

はじめに

- I 明治前期の女性保護規定をめぐる動き
  - II 工場法案と女性保護規定
- おわりに —工場法の女性保護規定—

## はじめに

日本において工業化が急速に進行した明治時代の女性労働といえば、わたしたちはまず、製糸工場や紡績工場などの女工たちの悲惨な姿を思い浮かべるだろう。農村からの出稼ぎ女工たちが、何の法的な保護もなく、寄宿舎に閉じ込められ、長時間労働を強いられている姿である。こうした女工たちの労働実態は、当時発表された多数の政府の調査報告書によって明らかにされている。

ところで、政府が幾度となく調査を実施したのは、工場で働く女工たちを法律で保護するための根拠を示すためであった。明治政府は、工業化が始まったばかりの明治初期の段階において、女性工場労働者の保護の必要性を認識していた。先進工業諸国ですでに生じている問題が、必ず日本でも引き起こされるであろうという予測のもとに、未然に防止しようとしたのである。しかし、あまりにも急ぎ過ぎたために、使用者側の強い抵抗にあった。使用者側は、政府の案件が出されるたびに、「現状を調査せよ」と反対した。その結果、だれもが保護規定の必要性を認識するほどに事態が悪化するまで、女性や年少職工の保護規定を中心とした工場法は制定されなかった。

本稿では、明治初期から1911（明治44）年の

工場法成立までに、保護規定をめぐる政府側と使用者側との間で展開された攻防の経緯を明らかにしたい。

## I 明治前期の女性保護規定をめぐる動き

政府が労働に関する法律が必要であると認識したのは、明治十年代のことであった。1872（明治5）年に株仲間解放令が発せられ、「営業の自由」、「職業選択の自由」、「職工移動の自由」などが認められ、江戸時代の主従関係に基づく雇用慣行が否定された。その結果、徒弟制は動揺し、約定期間中の職工の逃亡や、雇主による職工の虐待、雇主間での熟練労働力の争奪などが生じた。こうした混乱した事態に対して、商工業者は強い危機感をもった。そこで1880（明治13）年、東京商法会議所は、大蔵卿と内務卿に、雇用関係を安定させるために年季制度を復活させたいので、師弟間でとりかわされる契約書に裁判上の効力をもたせる法律を制定してほしいと建議した<sup>1)</sup>。

1881（明治14）年に、産業政策を統括する農商務省が内務省から分離独立した。農商務省は、殖産興業政策をすすめるためには、熟練労働力の育成が重要であると認識していた。したがって職工が短期間で職場を移動したり、雇主が徒弟の教育を軽視することは、放置できない問題であった。そこで雇用契約の大枠を示し、この契約を労使双方に遵守させる法を制定しようとした。

農商務省は、1882（明治15）年に工務局内に

調査課を設け、各国の労役法や工場条例に関する資料の蒐集にとりかかった。また各府県に、職工や工場の現状・慣習などを調査させ報告させた。そして翌1883（明治16）年12月に、東京商法会議所の後身である東京商工会に、「工場傭主被傭者間取締法」「師弟間取締法」<sup>2)</sup>の可否について諮問した。

農商務省の諮問案に東京商工会は強く反発した。なぜならば、東京商工会にとっては、使用者と職工との間でとりかわされる契約書は、使用者側の権益を守るために、職工の自由な移動を制限あるいは禁止するためのものでなければならなかった。農商務省の諮問案は、傭主被傭者の双方と師弟双方の権利義務を明確に規定しており、雇主側にも制限を課していた<sup>3)</sup>。

農商務省は、職工や徒弟の保護も必要であると考えた。たとえば「工場傭主被傭者間取締法」は、その要領として8項目あげているが、その中に「童工女工使役ノ制限」という項目がある。また7項目ある「師弟間取締法の要領」の中には、「弟子ヲ引受ル者ノ制限」がある。このように農商務省は、イギリスやアメリカ・ドイツ・フランスの法律を参考にして、年少職工や女性職工の保護も念頭においていたのである。

1883（明治16）年という工業化がスタートしたばかりの時期に、農商務省は女工の就業制限を念頭においていたのであるが、このころの女性の就業者数をみておこう。一橋大学経済研究所の推計によると、1883（明治16）年の10歳以上の女性の有業者数は、9,185,500人である。そのうち農林業従事者は6,763,000人、水産業従事者は32,700人であるから、非農林水産業従事者は約239万人ということになる<sup>4)</sup>。当時、近代的工業に従事していた女性有業者を推計すると、表1が示すように、女工数は官営工場の1,814人と民営工場の35,535人を合計した37,349人である。これは女性の非農林水産業従事者のうちの1.6%である。ところで民営工場の女工35,535人の中には、15歳以下の女工数は含まれていない。繊維産業の15歳以下の職工の性別は不明であるが、もし繊維産業の15歳以下の職工8,267人のすべてが女工であると仮定しても、女工数は45,616人となり、それでも非農林水産従事者の1.9%である。したがって、「工場傭主被傭者間取締法」で使用が制限される女工は、女性有業者全体のわずか1～2%程度であった。

37,349名の女工（16歳以上）のうち約90%が

表1

		民 営 工 場 (1882年)					官営工場 (1883年)			
		工場数	職 工 数				工場数	職 工 数		
			女	男	15歳以下	計		女	男	計
繊維産業	製糸	1,068	27,702	2,755	6,995	37,452	1	361	39	400
	紡績	27	785	472	106	1,363	2	111	57	168
	その他	190	4,359	1,283	1,166	6,808	1	125	113	138
	小計	1,285	32,846	4,510	8,267	45,623	4	597	209	706
	食料品工業	24	33	199	—	229	—	—	—	—
	化学工業	459	2,069	4,343	1,047	7,459	3	4	240	244
	金属機械工業	128	117	2,988	276	3,381	6	—	6,810	6,810
	その他工業	114	231	1,510	175	1,916	2	1,213	1,647	2,860
	鉱業及精錬業	23	239	2,107	98	2,444	—	—	—	—
	計	2,033	35,535	16,654	9,863	61,025	15	1,814	8,906	10,720

出所) 隅谷三喜男他『日本資本主義と労働問題』東京大学出版会、1967年、33ページ。

原典は『第四回日本帝国統計年鑑』。

繊維産業に従事し、そのうちの85%ちかくの約28,000人が製糸工場の女工であった。日本の製糸業は古い伝統をもつ産業であるが、本格的に発展をみせはじめたのは、幕末の開港からである。開港とともに生糸は、日本の外貨獲得の主要輸出品となり、明治初年には全輸出品の4割をしめていた。この輸出の増大を背景に、製糸業が群馬、長野、山梨などの地方で急速に発達した。1872(明治5)年には、政府によって富岡製糸場が近代的な器械製糸場として設立された。その後各地に器械製糸場が次々とうまれ、10人繰り以上の器械製糸工場は、1876(明治9)年の87から1879年には655、1888年には1,516と急増した<sup>5)</sup>。

綿糸紡績業における機械化は、製糸業よりも急速であった。幕末の開港とともに安い綿糸の輸入が急増した。そのため明治政府は、綿糸紡績業を、綿糸の輸入を防ぎ輸出を増進するための殖産興業政策の重要な産業として位置づけていた。政府は1878(明治11)年、イギリスから2000錘紡機を輸入し、愛知と広島に官営模範工場を開設したほか、十基の輸入機械を民間に払い下げて、民間紡績工場の育成をはかった。しかし2000錘紡機では規模が小さく、経営はうまくいかなかった。

紡績業が本格的に発展をみせたのは、1882(明治15)年に、1万5000錘の規模をもつ大阪紡績会社が設立され、昼夜二交替の24時間操業がおこなわれるようになってからである。そして1887(明治20)年以降、大阪紡績会社のような大規模工場が次々と設立されていった。

このように機械制の大規模工場の設立は始まったばかりで、職工をめぐる弊害はさほど話題にもなっていなかった。したがって農商務省が提起した女性や年少職工の保護規定については、諮問を受けた東京商工会で論議された形跡はない。

その後も農商務省は、名府県の勸業行政担当官吏を会員とする勸業会に2つの取締法について諮問するなど、各府県の意見の聴取や実情の調査につとめ、1887(明治20)年、「職工条例案」

と「職工徒弟条例案」を脱稿した<sup>6)</sup>。「職工条例案」は、年少職工や女性職工に対する保護規定も含まれており、職工保護的色彩の強い法案で、内容的には後の工場法につながるものである。女性職工については、第4章の工場製造所の第4項目で、「婦女及十四歳未満ノ職工ヲ、夜間使用スルコトヲ得サルコト」とあり、女性職工の夜業を禁止している。しかしこの2つの条例案は、関係諸局の意見の一致をみず、発表されなかった。

2つの条例案は、当時の労働政策が転換期にあったことを物語っている。「職工条例」は、在来産業中の輸出重点部門の保護育成のために、雇用契約の大枠を示し、その契約の労使双方による順守を義務づけ、熟練労働力の育成・確保をはかろうとするものであった。したがって取り締まりの主たる対象は、職工や徒弟であった。しかし新興の紡績業を中心とした機械制大工業が急速に発達し、そこに女性や児童が大量に労働力として吸収されるようになると、労働争奪や長時間労働、夜間労働などの問題が発生した。そのために、工場が取り締まりの対象となり、労働者は保護の対象となった。2つの条例案は、在来産業の保護を念頭においた熟練職工の育成という視点と、新興の大規模工業の職工保護という視点の両方を含んでいた法案であった。

1891(明治24)年8月、農商務省はこれまで作成した案をすべて白紙にもどし、あらためて全国の商業会議所に諮問した。諮問の内容は、工業製造所の利益と雇者被雇者相互の権利義務を保護し、その業務の発達永続を企図するために、工場製造所と職工(男職工・女職工・男女未丁年職工)および徒弟に関する法律を制定する必要があるかどうかを問うものであった。

この諮問に対し、東京と大阪の商業会議所は調査続行という理由で答申せず、神戸・広島・仙台・京都・名古屋・大津・堺・博多の8商業会議所が答申書を提出した。そのうち堺商業会議所だけが職工条例の制定に賛成し、他はすべて反対であった。なかでも京都は、現状では、

法律で雇者被雇者の権利義務を確定したり、職工の労働時間を制限したり、休業日を定めたり、女工や幼工のために衛生・教育などの事項を規定する必要はないと回答した<sup>7)</sup>。

女性職工や年少職工を多く雇用していた紡績業者も、法律の制定には反対であった。そこで農商務省の商業会議所への諮問にあわせて、全国の35の紡績業者は意見書を作成し、全国の商業会議所と関係機関に送付した。その中で、「未丁年者及女工」の問題について、「監督者の愛情よりして、これらの者には軽役を課し、妊婦には殊に軽役を課し、かつ仲間においても互いに譲与し、弱を助くる美徳あることは、多年本業に従事せるため特殊の疾病なきを見て知るべし」と意見を述べている。この記述から、当時紡績工場に妊娠した女性職工が存在したことがうかがえるが、紡績業者は「監督者の愛情」ある待遇で、何ら不都合なことはないと主張した。意見書では、紡績業界には「未丁年者及女工」を保護したり、職工条例を制定する必要はないとし、もし制定したならば、雇者被雇者間の徳義の美風がそこなわれ、権利義務の争いを助長し、職工保護・生産保護の趣旨に反する結果になると締めくくっている<sup>8)</sup>。

この諮問を契機に、有識者の間で、議論が活発におこなわれるようになった。たとえば開明的資本家と評価されていた、当時の日本最大の印刷会社秀英舎の経営者である佐久間貞一は、工場制度が発達しつつあるので、「職工条例」のような職工を取り締まる法律ではなく、危険な機械や有毒な材料を使用する工場組織のなかで働く労働者を保護するために、工場主を取り締まる「工場条例」が必要であると主張した。そして、老者・幼者、女性の労働時間などを制限しなければならないと説いた。

大蔵省参事官の添田寿一も、「職工条例」ではなく、「工場条例」制定の必要を説いた。添田は、製造所の幼少な女工は、過度の労役のために発育を妨げられ、ほとんど不具者のようにみえるものが多いと述べ、「工場条例」によって幼工・女工を保護すべきであると主張した。

添田が女性保護をとる根拠は、女子は通常は人の妻となり母となるので、女子の体力の衰退は、子々孫々にまで害がおよぶという生産政策的な視点にあった。

ドイツで新歴史学派の理論を学んだ東京帝国大学法科大学教授金井延は、日本において当面必要とされる「工場条例」の具体案を提示した。それは、女工の1日12時間以上の就業（その中に1時間半の休憩を含む）や夜業を禁止するほか、健康に有害であったり、風俗をみだすおそれのある職業につかせることを禁止するものであった。また分娩後三週間以内の産婦の使役も禁止した<sup>9)</sup>。

農商務省は1891（明治24）年の「職工条例」諮問の後も、課員に各地の工場を視察させるなど調査をつづけた。そして1896（明治29）年には、地方長官会議に「職工の取締および保護に関する事項」を諮問した。答申書を提出した1府19県のうち、法令の制定に賛成した府県は1府14県であった。また同年10月に招集された第1回農商工高等会議にも、同じ件を諮問した。農商工高等会議は、経済政策のあり方を究めるために農商務大臣によって設置された被諮問機関である。この会議で、使用者側委員は、この種の法律によってかえって近代工業の発達が阻害されるとか、日本の工場には伝統的に主従の情誼が存在しており、雇主の慈恵心によって労働者保護は実際におこなわれているという理由で、強く反対した。結局結論が得られなかったため、7名の特別委員を選出し、審議を継続することとした<sup>10)</sup>。

この会議で、農商務省参事官として幹事をつとめた有賀長文は、会議が開催される前に、労働者保護法は時期尚早であるという見解を講演会において表明している<sup>11)</sup>。かれは、女工の保護については、孕婦の分娩前後の幾週間かの労働を禁止する国が多いといった外国の事例を紹介しながらも、女工の夜業禁止などの労働者保護は、生産コストを増大させ、工業化の端緒についたばかりの日本経済は、それにたえられないと主張した。

紡績業者の連合組織である大日本綿糸紡績同業聯合会（以下、紡聯と略す）は、「職工条例」の成立を回避するため、1893（明治26）年4月、「職工取扱準則」を制定した<sup>12)</sup>。この準則には、政府が条例にもりこもうとしていた、約定期間中に解約する場合は予告を義務づける規定や、休憩時間についての規定がある。さらに「孕婦、羸弱者などのその業に堪え難しと認むるもの、または伝染性の疾病のあるものは、一切使用を停止すべし」と、妊娠した女性の使用を禁止する規定をもうけている。

紡績業者は条例制定には反対であったが、職工不足により年々増加する職工争奪や職工移動を、深刻な問題としてとらえていた。そこで業者間で労働条件を協定し、移動した職工を雇入れた紡績業者を罰するという方法で、職工問題を業界内部で解決しようとしたのである。労働条件については、賃金の地域間格差や雇用慣習の違いなどから、全国画一的な内容で協定することはできないので、地域別に協定することになり、大阪地方の紡績業者は、1893（明治26）年、中央綿糸紡績業同盟会を結成して「中央綿糸紡績業同盟会規約」を制定した<sup>13)</sup>。

紡聯は同業者に加盟を強制する権限を有していなかったため、加盟しない紡績業者の存在は避けられなかった。当時、職工優遇策をとる会社として有名な鐘淵紡績と倉敷紡績の2社が、紡聯に加盟していなかった。鐘淵紡績は、1906（明治29）年に東京から関西に進出してきたが、紡聯に加盟しなかった。したがって「中央綿糸紡績業同盟会規約」には一切拘束されない。そこで鐘淵紡績は、中央綿糸紡績業同盟会の協定賃金より高い賃金で職工を雇用した。当然職工の移動が生じる。同盟会規約では、移動職工を雇用した雇主は罰せられることになっているが、鐘淵紡績は紡聯に加盟していないので、処罰の対処にならない。事態を憂慮した中央綿糸紡績業同盟会は、鐘淵紡績に対して同盟会への加盟を要請した。しかし鐘淵紡績はそれを拒絶し、両者は真っ向から対立した。そしてこの対立は日本の産業界を揺るがす大事件に発展した

のであった。この事件は、明治31（1898）年1月に、日本銀行総裁岩崎弥之助の調停でようやくおさまったが、職工問題を内部的に解決しようとする紡聯の方針は破綻した<sup>14)</sup>。

職工条例制定について第1回農工商高等会議での賛成がえられなかった農商務省は、それまでの実地調査結果を、1897（明治30）年2月、「工場及職工ニ関スル通弊一斑」<sup>15)</sup>としてまとめ、同年6月には「職工法案」を起草した。この法案の名称は、当初は「工場法案」であったが、これを途中から「職工法案」にあらため、法律の適用範囲も、従業員数50人以上の工場から、30人以上に変更し、さらに原動力使用工場のみを対象としていたのを、原動力を使用していない工場も対象とした<sup>16)</sup>。「職工法案」は、同年の第十一帝国議会議に提出するはこびどになっていたが、議会議が同年末に解散されたために、廃案になった。

1897（明治30）年末に、不運にも議会で審議されることなく法案は廃案になったが、当時、農商務省は、工場において女性職工をめぐる問題をどのように認識していたのかを、「工場及職工ニ関スル通弊一斑」からうかがうことができる。この報告書は、職工徒弟を20人以上使用するか、あるいは蒸気機械を装置する綿糸紡績、抄紙、活版印刷、石版印刷、製本、革具、莫大小、段通、燐寸、製菓、製粉、精米、硝子、セメント、コークス、煉瓦、鍛冶、器具、造船などの工場を、農商務省の技術官が視察したさいに見聞した通弊を列記したものである。

そのなかの「18 徒弟又ハ幼年職工ノ年令ニ制限ナキコト」という項で、紡績工場で工女を募集するさいに、年令を12歳または13歳以上と限定しているが、実際は職工が不足しているため、どの工場でも7、8歳の女子を使用していると記し、時として貧民の子女が父母を手伝って仕事をしている場合は、さらに幼いものがあり、一日3銭程度の賃金を得ているとある。燐寸工場では、軸木を整えたり、箱づめする作業をするもののなかに6歳位の幼女がいるとある。

「26 女子操業ニ制裁ナキコト及男女ノ作業場ニ区別ヲ設ケザルコト」の項には、普通は女子には、綿密で簡易な作業や美麗で筋力を必要としない作業につかせるが、それらの仕事は賃金が安いので、筋力を要する雑業に従事する女子もいるとある。たとえば煉瓦工場やセメント工場で土灰の工事に従事したり、鉄工場においては職員の助手をしている。また活版工場や煙草工場、機械工場などで男工と一緒に働く少女の中には、風儀のよくないものがある。

このように工場視察では、幼い少女が父母や姉と一緒に工場で働いている様子や、作業場が男子と一緒にいるために女性職員の風紀が乱れている工場の存在が指摘されている。

## II 工場法案と女性保護規定

農商務省は、1898（明治31）年、「工場法案」を作成した<sup>17)</sup>。鐘淵紡績と紡聯の対立や、紡聯の方針の破綻は、工場法制定を阻害する要因のひとつをとりのぞく結果となった。また工場法という名称が示すように、それは中小規模の家内工業の職工や徒弟を対象としたものではなく、急速に発展しつつある大規模工場やそこで働く職工を対象としたものでなければならぬという認識が広くゆきわたっていた。その背景には、綿糸紡績業の急速な成長がある。表2が示すように、綿糸紡績工場の数は、1890（明治

23）年には30であったのが、1897（明治30）年には74と増加した。職工数も、1890年には約1万4千人であったのが、1895年には4万人をこえた。とくに女工数の増加がいちじるしく、女工比率は1890年の71.6%から、1897年には77.9%に高まった。

このように急増する女性職員の保護については、「工場法案」には、第二十七条に「農商務大臣ハ婦女及十四歳未満ノ職工徒弟ノ就業ニシテ、特ニ危険ナルカ又ハ健康若ハ風儀ニ害アリト認ムルトキハ、之ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得」とあるだけである。就業時間の制限や夜業の禁止については、特別の場合に、農商務大臣が制限・禁止する道をひらいているにすぎない。

政府の女性保護規定に対する姿勢をふりかえると、1881（明治14）年に東京商工会へ諮問した「傭主被傭者間取締法」には「童工女工使役ノ制限」という項目があり、女性職工を使用する場合にはなんらかの制限を加える必要があるという姿勢が示されていたし、1887（明治20）年に脱稿した「職工条例案」には、「婦女及十四歳未満ノ職工ヲ、夜間使用スルコトヲ得サルコト」と女性職員の夜間の使用を禁止する条項が含まれていたことを考えると、「工場法案」の女性保護規定は、後退した内容といわざるをえない。

ともあれ農商務省は、「工場法案」を1898（明治31）年9月に全国の商業会議所に諮問した。また10月から11月にかけて開催された第3回農商工高等会議にも諮問した。

諮問をうけた各会議所の反応であるが、職工保護に対する考え方については多様であった。たとえば東京商業会議所は、雇者と被雇者の間には家族関係に等しいものがあり、今後もこの関係は存続するであろうとして、職工保護

表2 紡糸紡績業の工場数と職工数

年	工場数	女工数	男工数	合計	女工比率
1890（明治23）	30	10,330	4,089	14,419	71.6
1891（明治24）	36	14,216	5,051	19,267	73.8
1892（明治25）	39	18,878	6,354	25,232	74.8
1893（明治26）	40	19,284	6,164	25,448	75.8
1894（明治27）	45	26,929	8,129	35,058	76.8
1895（明治28）	47	31,140	9,650	40,790	76.3
1896（明治29）	63	36,087	11,394	47,481	76.0
1897（明治30）	74	35,059	9,933	44,992	77.9
1898（明治31）	72	50,620	16,183	66,803	75.8
1899（明治32）		57,540	16,445	73,985	77.8
1900（明治33）		43,375	12,170	55,545	78.1

（出所） 1890-1895年までは、『第十五回日本帝国統計年鑑』474ページ、  
1896-1900年までは、『第二十回日本帝国統計年鑑』484ページ。

法の制定に反対した。京都商業会議所は、1991年（明治24）年の答申とは一変して、雇者と被雇者との関係を家族的であるというような道德問題に環元するのは間違いであるとし、職工保護法の制定に賛成した。鐘淵紡績と紡聯の対立の舞台になった神戸の商業会議所は、雇者と被雇者の間の道德的美風は否定しないが、法律の制定は必要であるとしながらも、制定は時期尚早であるという見解であった。このように多様な意見がみられたが、全体的にみて商工業者の間では、「職工保護」についてかつてのようにあからさまに拒絶するという風潮が薄れ、是認する傾向にかわってきたといえる。そして「工場法」の制定には基本的には賛成という意見が多数を占めるようになってきた<sup>18)</sup>。

第3回農商工高等会議では、廃案や撤回を提案する者から、時期尚早を唱える者、修正を要求する者、賛成する者と意見がわかれ、議論は粉砕し、結局、工場法案委員会に付託した。同委員会は、諮問案を若干修正した委員会案を作成し、11月1日の本会議に提出した。そして本会議では、委員会案を修正し決定した<sup>19)</sup>。

第3回農商工高等会議で決定された修正案は、女性規定について「女子又ハ十四歳未満ノ職工、徒弟ニ一日十二時間以上ノ就業時間及就業ノ種類ヲ制限スルコト」と修正され、女性職工の就業時間と就業の種類を制限する条項がつけくわえられた。しかし夜業禁止の規定はもりこまれなかった<sup>20)</sup>。

この時期、女性の就業制限や禁止については、さまざまな議論がなされた。労働保護に関する国家干渉の範囲について論じた伊藤正は、国家は労働時間を規制すべきであると述べ、具体的には、十四歳以上の女子（既婚女性を含む）については、休憩時間を含めて一日8時間以上の使用を禁止し、子供をもつ女性は使用してはならないと提案した。それは、未婚の女子は将来一家の主宰となるための家政の調理を学ばねばならないからであり、既婚女性は一家の主宰であるので、終日工場で働いていると、一家の快樂が破滅することになるからであり、子供のい

る女性は、育児の大任を負っており、健全な国民を得るためには、その大任を全うすべきであるという理由からであった<sup>21)</sup>。

伊藤の主張する子供をもつ女性労働者の就業禁止は、女性の役割を家事・育児に限定する性別役割分業観に基づくものであった。しかし1897年の「工場及職工ニ関スル通弊一斑」にもあったように、工場労働者層においては、幼児をかかえる妻は子供をつれて工場で働き、子供でも働けるもの働いて収入を得なければ家計を維持することができなかった。したがって、妻が中流階級のように子供の教育に専念することは、多くの工場労働者家族においては不可能であった<sup>22)</sup>。しかし幼い子供をもつ女性が就業することは容易ではなかった。こうした問題の解決策は、工場内に保育所を設置する方向で求められていった。1894（明治27）年、東京紡績会社深川工場に、日本で最初の企業内保育所が設置されている<sup>23)</sup>。

第3回農商工高等会議可決された修正案は、翌32年、各地方長官に諮問した。東京をはじめ15府県が答申書を提出したが、多くは制定に賛成した。しかし不運なことに内閣の更送があり、議会で提出されることはなかった。

農商務省は、1900（明治33）年度より、工場調査費を予算化して、工場や職工に関する実態調査に本格的にのりだした。調査結果は、1902年7月に『工場調査要領』<sup>24)</sup>としてまとめられた。農商務省は、工場法を適用する工場として、職工10人以上の原動力を使用する工場と、職工30人以上の原動力を使用しない工場を考えていたようである。したがって、『工場調査要領』の1899（明治32）年の統計もその区分でまとめられている。そこで明らかにされた保護の対象となる女性職工や年少職工の姿は、表3が示すとおりである。

職工を10人以上雇用し、原動力を使用する工場は、2,763あり、職工数は約28万人であった。女工数は約18万4千人で、職工数の約66%を占めた。また14歳未満の職工数は約2万5千人で、職工数の9%にあたる。そして14歳未満の職工

表3 民営工場の職工数 —1899 (明治32) 年現在—

	原動力を使用する工場(A)				原動力を使用しない工場(B)				(A) + (B)			
	工場数	女工	男工	合計	工場数	女工	男工	合計	工場数	女工	男工	合計
繊維工場	1,921	169,315	27,408	196,723	441	25,370	3,004	28,374	2,362	194,685	30,412	225,097
		19,977	1,394	21,371		2,491	283	2,774		22,468	1,677	24,145
機械工場	208	309	18,103	18,412	22	430	1,415	1,845	230	739	19,518	20,257
		39	255	294		205	230	435		244	485	729
化学工場	190	3,449	9,517	12,966	238	11,469	7,690	19,159	428	14,918	17,207	32,125
		388	329	717		4,137	1,777	5,914		4,525	2,106	6,631
雑種工場	348	6,680	11,745	18,425	246	7,299	6,977	14,276	594	13,979	18,722	32,701
		956	683	1,639		1,163	369	1,532		2,119	1,052	3,171
特別工場	96	4,358	29,408	33,766	49	983	3,098	4,081	145	5,341	32,506	37,847
		278	1,020	1,298		82	178	260		360	1,198	1,558
合計	2,763	184,111	96,181	280,292	996	45,551	22,184	67,735	3,759	229,662	118,365	348,027
		21,638	3,681	25,319		8,078	2,837	10,915		29,716	6,518	36,234

出所) 農商務省商工局工務課『工場調査要領』1902 (明治35) 年10月, (間宏監修・解説『工場法』五山堂書店所収)。

注) 原動力を使用する工場は, 職工10人以上を使用する工場, 原動力を使用しない工場は, 職工30人以上を使用する工場。職工数の下段は, 職工数中の14歳未満の職工数。

のうち85%が女子であった。職工を30人以上雇用し, 原動力を使用しない工場は996あり, 職工数は約6万8千人であった。そのうち女工は67%で, 職工10人以上の原動力を使用する工場の女工比率とほぼ同じである。だが14歳未満の職工は16%を占め, 原動力を使用する工場の比率の9%よりも高い。また14歳未満の職工の女子比率は74%で, 原動力を使用する工場の14歳未満の女子比率85%より低い。

原動力の使用の有無にかかわらず, 女工比率は66~67%であったが, 原動力を使用している工場では, 女工総数の約92%が生糸・紡績・織物などの繊維工場に雇用されていた。ほかに原動力を使用している工場で女工が多い工場は, 金属精練工場(女工数4,358人), 煙草工場(3,656人), 製紙工場(1,305人), 燐寸工場(794人), 印刷工場(659人)などであった。原動力を使用していない工場では, 繊維工場の女工は約2万5,000人で, 女工総数の約56%であった。ほかに燐寸工場, 煙草工場などに多数の女工が雇用されており, とくに燐寸工場の女工数は10,093人で, 女工総数の22%を占め, その比率は高かった。

つぎに14歳未満の女子職工についてみよう。原動力を使用する工場では, 14歳未満の女子職工の92%が繊維工場の職工であった。原動力を使用しない工場では, 14歳未満の女子職工がもっとも多いのは, 燐寸工場の3,943人(49%)で, ついで織物工場の2,033人(25%)であった。ちなみに原動力を使用しない燐寸工場は136工場あり, 職工総数は13,374人であった。そのうちわけは, 14歳以上の女工は, 6,150人, 14歳未満の女工は3,943人, 14歳以上の男工は1,912人, 14歳未満の男工は1,369人である。職工総数を100とすると, 14歳以上の女工比率は46, 14歳未満の女工比率は29, 14歳以上の男工比率は14, 14歳未満の男工比率は10となる。このように原動力を使用しない燐寸工場では, 女工と14歳未満の職工で, 全職工の86%を占めていたのであった。

『工場調査要領』の統計は, 当時工場法を制定して保護しなければならないのは, 主要には原動力を使用する繊維工場や, 原動力を使用しない燐寸工場の女工や年少職工であったことを物語っている。当時, 生糸・紡績・織物工場の女工は未婚者が多く, 結婚を機に工場をやめる

のが一般的であったが、燐寸工場では、既婚の女性職工が子供と一緒に工場で働くというケースが多くみられ、職工の多くが工場付近の細民部落から通勤していた。職工の年令も老若入り混じっており、最幼者は通常9歳くらいで、中には6、7歳の幼児もいた。また女性職工の中には、乳児を連れてくるもの少なくなかったという<sup>25)</sup>。

農商務省は、1902(明治35)年11月に、あらたに「工場法案ノ要領」を發表し、関係各省や地方長官、商業会議所に意見を求めた<sup>26)</sup>。

この「工場法案ノ要領」では、工場法を適用する工場を、常時30人以上の職工徒弟を備用する工場とし、そこには官立や公立の工場も含むとした。法令適用の範囲については常に議論される場所であるが、1898年の「工場法案」でも、農商務省は「五十名以上の職工徒弟を使役する工場」としていたが、第3回農商工高等会議の工場法案委員会では、法律の適用が工場に限られると、一般労働者に保護の効力を及ぼさない欠点があるという意見が出され、修正案では、できるだけ多くのものに効力を及ぼすようにと、工場法の適用工場の規定を削除した。だが「工場法案ノ要領」では、「常時三十人以上」となった。そして、それ以外の工場でも、必要のあるときは勅令で工場法の一部または全部を準用すると規定した。

職工保護の規定の水準は、これまでよりも高くなった。11歳未満の職工徒弟の使用を禁止し、女性職工と16歳未満の年少職工の徹夜業や就業時間を制限するほか、休憩時間や休日、危険業務などを制限した<sup>27)</sup>。この「工場法案ノ要領」について、農商務省は、関係各省、地方長官、商業会議所に諮問した。

諮問を受けた関係各省、地方長官、商業会議所の反応であるが、関係各省は8省庁が諮問に答えて、そのうち意義なしと回答した省庁が3、法律の制定には意義はないものの、修正意見を提出した省庁が5であった<sup>28)</sup>。

地方長官は、47人のうち45人が回答した。工場法制定に消極的な府県は、東京と高知と沖縄

の3府県であった。東京府知事は、弊害の取り締まりは地方庁に任せるべきで、法律を制定するためにはさらに調査をする必要があると、工場法の制定には反対した。そしてもし制定するのであれば、職工の年令制限や就業時間の制限、危険業務の制限などは削除するように修正意見を付した。高知県知事は、大体において意見はないが、まず職工の取り締まりをおこない、その後に職工保護の法をもうけるべきであると述べ、工場法案のような法案は、地方庁において規則を制定すればよいという意見であった。沖縄県知事は、沖縄は工業の発達が十分ではないので、汽罐の取り締まりだけを執行し、他の条項は当分施行しないように規定してほしいと要望した。他の42の地方長官の中には、「別に意見なし」として賛成した者もいるが、多くの長官が修正意見を付していた<sup>29)</sup>。

修正意見は、工場法案の水準をさらに高める内容のものや、もっと低くするように求めるものなど多様であった。諮問案では、工場法の適用工場を、常時30人以上の職工徒弟を備用する工場となっていたが、常時10人以上とか20人以上というように、もっと適用範囲を拡大すべきであると答えた府県は14、逆に、50人以上か100人以上というように、縮小すべきであると答えた府県は8であった。職工徒弟の年令制限については、諮問案では11歳未満の使用を禁止していたが、猶予期間が設けられており、満8歳以上のものは工場法施行後の2年間、満9歳以上のものは次の3年間、満10歳以上のものは次の5年間に限り使用が認められていた。この猶予期間について、不要としたり、短縮すべきであるとする府県が10あった。年令制限に反対した府県は5あった。群馬県は年令制限は不要であるとし、山梨県は最初の1、2年は無給で業務を伝習しているので、年令制限の除外例を設けてほしいと要求し、岐阜県や香川県は、年令制限は細民の生活に影響すると反対した。広島県は、工場の種類により満6歳以上のものを使用できるような特例を設定することを要求した。

地方長官の答申は、全体としてみれば、諮問

案よりも高い水準の規定を求めるものが多かった。なかでも、保護の対象を16歳未満の男女と16歳以上の女子に限定しないで、16歳以上の男工も保護すべきであるという意見や、妊産婦保護について規定すべきであるという意見も少なからずみられた。新潟県は、16歳以上の男工についても徹夜業を制限する必要があるとした。滋賀県や岡山県は、男子の就業時間を制限し、休憩時間を設けるべきだとしている。そのほかにも、宮崎県は、男子の就業時間の制限を、佐賀県は16歳以上の男子の1か月2日の休日の設定を要求している。また妊産婦の保護については、千葉県は、分娩後4週間を経過しない産婦の使用禁止を、滋賀県は、5か月以上の妊婦と分娩後5週間以内の産婦の使用禁止を規定すべきであるとした。

商業会議所は、53の会議所のうち51が回答し、そのうち意義なしと賛成した会議所が6、賛成し修正意見を提出したところが21、制定を時期尚早としたところが18、制定に反対したところが6であった<sup>30)</sup>。

半数以上の商業会議所が反対したのであるが、これらの会議所はいかなる理由で反対したのであろうか。農商務省の窪田工務課長は、東京商業会議所の工場法案調査委員会や臨時商業会議所連合会などに出席し、法案の説明や、質問に対する応答をしている。1902(明治35)年12月に開催された臨時商業会議所連合会で、窪田工務課長は、工場法制定の目的を、機械制工業が発達するにつれて工場は女性や子供を使うようになり、その結果さまざまな弊害が生じてきたので、法律によって女性や子供を保護することにあると説明し、理解を求めた。とくに織維工場を例にあげ、「女を使うところには、必ず子供がともなっている」と表現し、衛生上そして教育上の観点から、女性と子供を保護する必要を強調した。これに対して、女性や子供を多数使用する燐寸業のさかんな名古屋や、羽二重業のさかんな金沢の商業会議所などが強く反発した。結局、臨時商業会議所連合会は、工場法制定の趣旨は了解するが、実況にてらして

ると、工業の発達を阻害し不利益な結果となるとして、反対する決議案を賛成多数で決議したのである<sup>31)</sup>。

各商業会議所の答申書に掲げられた意見は、それぞれの地域の事情を反映して多様であるが、全般に、徹夜業の制限に対する反対が強かった。法案では、16歳未満の男女と16歳以上の女子については、午後10時から午前4時までの使用が禁止されていたが、職工を2組以上に分けて交代で使用する場合には、満13歳以上16歳未満の男女と16歳以上の女子の午後10時から午前4時までの使用が認められていた。さらに工場法施行後の5年間に限って、11歳以上13歳未満の男女についても使用が猶予されていた。しかし富山や四日市、津の商業会議所は、交替制で使用するならば満12歳以上の男女についても徹夜業を認めるべきであると修正意見を提出した。高知商業会議所は、法案では職工徒弟の年齢制限が11歳となっているのを10歳に修正し、徹夜業や終業時間の制限などは15歳未満の男女を対象とし、16歳以上の女子は保護の対象から除外すべきであると述べている。名古屋商業会議所は、燐寸業は、繊細な女子の手先を必要とする産業であるので、もっぱら16歳未満の男女と16歳以上の女子を使用しているので、職工の年齢制限を削除し、16歳以上の女子は保護の対象から除外すべきであると述べた。新潟商業会議所は、工場法制定の趣旨には賛成するが、燐寸製造業が爆発性、発火性の料品を取りあつかうという理由によって、16歳未満の男女と16歳以上の女子の使用が制限されると、新潟の産業の発達に重大な影響を及ぼすので、燐寸製造業を危険な業務と見なさないでほしいと、法の運用について要望した。このように、法の趣旨には賛成するが、保護規定の内容については反対意見が多く、修正意見のほとんどは、保護規定の水準を引き下げようというものであった<sup>32)</sup>。

以上のように、農商務省の工場法についての方針も固まり、「工場法案ノ要領」についての関係機関からの意見の聴取も進んでいたが、日露戦争のために、法案の検討は中断された。

日露戦争後ふたたび、「工場法案ノ要領」について各方面から意見を聴取し、検討が行なわれた。そして1909（明治42）年10月には、「工場法案の説明」を編纂し、関係各省、各地方長官、商業会議所、大日本蚕糸会、大日本紡績連合会などの団体に回付して意見を求め、新聞雑誌に公表した。この法案は、就業禁止年令を満12歳まで引き上げ、14歳未満の者の夜業を禁止し、産後一定期間の就業制限を加えた。しかし、女子の夜業については、紡績業などに対する夜業禁止の影響は大きいとして、それを認めている<sup>33)</sup>。

岡実の『工場法論』によれば、法案の制定に対して絶対反対の意見はほとんどなく、適用範囲や適用年令、労働日などについてはさまざまな意見があった。この「工場法案」に対して、内務省の諮問機関である中央衛生会が、法律施行5年で、16歳未満の男女および16歳以上の女子の夜業を禁止する規定を加えるという修正をおこなった。工場法制定を反対する意見の多くは女子の夜業禁止規定にあったので、農商務省は全面禁止を法案にもりこめなかったのであるが、内務省が、中央衛生会の修正意見を重視し、その採択をせまった。そのため農商務省は、「工場法案」を、16歳未満の男女および16歳以上の女子の夜業は、施行の10年後には全面禁止するという内容に修正し、1909（明治42）年12月から開催された第二六帝国議会議に提出した<sup>34)</sup>。

この「工場法案」では、適用工場を原動力機を装置し、事業の性質が危険であるかまたは衛生上有害のおそれのある工場とした。また12歳未満の者の就業を禁止した。これまで、最低年令を11歳とし、使用者側からの反対が強かったのであるが、この最低年令の引き上げは、1907（明治40）年に小学校令が改正され、尋常小学校の義務教育期間が4年から6年に延長されたことにとまなうものである。16歳未満の男女と16歳以上の女子の夜間就業と1日12時間以上の就業も禁止した。ただし職工を2組に分けて交替で就業させる場合には許可されたが、こ

れも既述のように、中央衛生会の意見を取り入れて、施行後10年で全面禁止とされた。また月2日の休日や、休憩時間を設けること、危険業務への使用禁止も規定された。さらに、「主務大臣は、病者または産婦の使用を制限し、または禁止することを得」という妊産婦保護規定がはじめての法案にもりこまれた<sup>35)</sup>。

議会に提出されたものの、夜業禁止適用除外の猶予期間が10年と限られたために、紡績業者から激しい反対の声があがった。この状況をみて、農商務省は、「夜業禁止」条項のために、法案全体に対する反対が強まることをおそれて、法案を撤回した。

農商務省はひきつづき法案の検討をかさねた。そしてふたたび「工場法案の説明」と題する冊子を作成し、法案全部にわたって詳細な説明を行なった<sup>36)</sup>。農商務省は夜業禁止規定に対する反対にあいながらも、夜業禁止についての姿勢は基本的には変えなかった。そこで夜業禁止を除外する範囲を拡張したり、猶予期間を最長15年に延長して漸次夜業を全面禁止する方法をとることによって、紡績業者との調整をはかった。その一方で、夜業禁止規定の根拠を固めるために、中央衛生会の支援をえて、「工場や職工の衛生事項」や「婦郷女工の健康状態」などを調査した。この調査結果は「工場法案の説明」に収録され、『工場衛生調査資料』としてもまとめられた<sup>37)</sup>。

農商務省が、夜業禁止条項を譲らなかったのは、国際的な潮流を無視できなかったという理由もある。1900年に、パリで労働者保護に関する国際会議が開催され、そこで労働者保護国際協会が設立された。そして1906年のベルンにおける会議で、「黄燐ノ使用禁止及女子徹夜業ノ禁止ニ関スル条約」が決議された。1908年末の「批准期間の終期」までに、ドイツ他8か国が批准を終え、その後イタリアなど2か国が加わったといわれる。同協会は、日本に対して、1907年までにこの条約に加わるように勧告していた。したがって農商務省は、「夜業禁止ハ先進国ニオケル国際常規タラントス」という認識

表4 民営工場の職工数（ただし10人以上の職工を使用する工場） —1911（明治44）年末現在—

	原動力を使用する工場(A)				原動力を使用しない工場(B)				(A) + (B)			
	工場数	女工	男工	合計	工場数	女工	男工	合計	工場数	女工	男工	合計
染織工場	3,955	309,291	46,730	356,021	4,346	71,982	14,166	86,148	8,301	381,273	60,896	442,169
機械工場	735	2,485	45,977	48,462	357	462	5,886	6,348	1,092	2,947	51,863	54,810
化学工場	436	9,067	24,086	33,153	1,143	14,231	18,582	32,813	1,579	23,298	42,668	65,966
飲食物工場	731	17,043	18,142	35,185	1,665	4,411	25,707	30,118	2,396	21,454	43,849	65,303
雑工場	770	8,410	23,520	31,930	1,175	15,258	15,045	30,303	1,945	23,668	38,565	62,233
特別工場	96	46	3,380	3,426	17	1	263	264	113	47	3,643	3,690
	6,723	346,342	161,835	508,177	8,703	106,345	79,649	185,994	15,426	452,687	241,484	694,171

出所) 農商務省工務局『工場と職工』1910（明治43）年。

をもっていたのである。「工場法案の説明」も、この条約についてふれている<sup>38)</sup>。

農商務省は、「工場法案の説明」を、1910（明治43）年10月、関係各省、地方長官、商業会議所、社会政策学会、大日本蚕糸会、大日本紡績連合会、工業協会などの団体に照会諮問し、同時に中央衛生会にも諮問した。そしてこれらの答申や『工場衛生調査資料』を添えて、工場法案を生産調査会の議に付した。

生産調査会は、1910年7月に、労働者保護のために必要な「工場法案」を、必要な修正のうえ次期の帝国議会に提出し、成立させるようにと建議している<sup>39)</sup>。農商務省の諮問を受けた生産調査会は、渋沢栄一を委員長とする17名の特別委員に、審議を付託した。委員会は、紡績業者や製糸業者、印刷業者や医師などを招いて意見を聴取し、数回の委員会での審議の末、修正案を作成した。この特別委員会の修正案は、10月末の本会議で可決され、「工場法案に対する答申書」としての農商務大臣に提出された<sup>40)</sup>。

生産調査会の保護規定に関する修正の要点は、次のとおりである。まず、保護される年少職工の年齢が、諮問案では16歳未満であったが、これを「15歳未満」とした。また特殊業務については、10年後に14歳未満の者および20歳未満の女子の夜業を禁止すべき旨の規定を修正して、「15年後」と延長した。さらに職工を2交替で就業させる場合には、法令条件を順守していれば、15年間の夜業禁止規定の適用が除外さ

れるという諮問案を、この条件の実行や取り締まりが困難であるという理由で、条件をつけずに、15年間の夜業禁止を猶予すると修正した。

農商務省は、生産調査会の修正案を大体において同意するものと認め、これを第二七帝国議会に提出した。衆議院は、19名の特別委員に審議を付託した。委員会は法律適用の範囲について「常時十人以上職工を使用する工場」という条項を、「常時二十人以上職工を使用する工場」と修正するなどしたのち、本会議に報告した。本会議は、委員会が修正した法律適用の範囲を、「常時十五人以上職工を使用する工場」と改めただけで、他はすべて委員会の決議案どおりで、大多数の賛成をもって通過した。貴族院でも、衆議院の修正案を是認し、1911（明治44）年3月に可決した<sup>41)</sup>。

### おわりに—工場法の女性保護規定—

長い年月をかけて、ようやく工場法は成立した。工場法が成立した年の職工数を、表4で見ると、最初に工場法案が作成されたころの1899（明治32）年の表2と比べると、12年の間に、職工数10人以上の原動力を使用する工場で働く女工数は、約18万4000人から約34万6000人へと倍増している。

工場法はこれらの女工のすべてを保護するのではなく、常時15人以上の職工を使用する工場や事業の性質が危険であるか衛生上有害のおそれ

のある工場に限られたのであるが、それでも多くの女工が保護の対象となったのは、大きな前進であった。

ところで工場法の女性保護規定は、以下のとおりである。

第一条 本法ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル工場ニ之ヲ適用ス

- 一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
- 二 事業ノ性質危険ナルモノ、又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ、勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二条 工業主ハ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス、但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引続キ就業セシムル場合ハ、此ノ限ニ在ラス

行政官庁ハ軽易ナル業務ニ付、就業ニ関スル条件ヲ附シテ、十歳以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得

第三条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ、一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ、本法施行後十五年間ヲ限り、前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖、前二項ノ適用ニ付テハ、之ヲ通算ス

第四条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ、午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第五条 左ノ各号ノ一、ニ該当スル場合ニ於テハ、前条ノ規定ヲ適用セス、但シ本法施行十五年後ハ十四歳未満ノ者及二十歳未満ノ女子ヲシテ、午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

- 一 一時ニ作業ヲ為スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ
- 二 夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ
- 三 昼夜連続作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ、職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ

前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ、主務大臣之ヲ

指定ス

第六条 職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ、本法施行後十五年間第四条ノ規定ヲ適用セス

第七条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ニ対シ、毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、職工ヲ二組ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ就業セシムル場合、及第五条第一項第二号ニ該当スル場合ニ於テハ、少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ、少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ、少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ、十日ヲ越エサル期間毎ニ、其ノ就業時ヲ転換スヘシ

第八条 天災事変ノ為又ハ事変ノ虞アル為必要アル場合ニ於テハ、主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限り、第三条乃至第五条及前条ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ、工業主ハ行政官庁ノ許可ヲ得テ期間ヲ限り、第三条ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四条及第五条ノ規定ニ拘ラス職工ヲ就業セシメ、又ハ前条ノ休日ヲ廃スルコトヲ得

臨時必要アル場合ニ於テハ、工業主ハ其ノ都度予メ行政官庁ニ届出テ、一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ、工業主ハ一定ノ期間ニ付、予メ行政官庁ノ認可ヲ受ケ、其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限り、就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ、前項ノ規定ヲ適用セス

第九条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ、運転中ノ機械若ハ動力伝導装置ノ危険ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ為サシメ、又ハ運転中ノ機械若ハ動力伝導装置ニ調帯、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ為サシメ、其ノ他危険ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十条 工業主ハ十五歳未満ノ者ヲシテ、毒薬、劇薬其ノ他有害料品又ハ爆発性、発火性若ハ

引火性ノ料品ヲ取扱フ業務、及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ、又ハ有害瓦斯ヲ発散スル場所ニ於ケル業務、其ノ他危険又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得

第十一条 前二条ニ掲ケタル業務ノ範囲ハ、主務大臣之ヲ定ム

前条ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ、十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二条 主務大臣ハ病者又ハ産婦ノ就業ニ付、制限又ハ禁止ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

工場法は成立したものの、ただちに施行されたのではなかった。1911年3月28日に法律第46号として成立したが、その施行期日については、付則に「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と記されているだけで、施行時期は明記されなかった。

成立から5年を経過した1916(大正5)年8月3日、ようやく工場法施行令が勅令第193号として公布され、農商務省19号の「工場法施行規則」も同時に公布された。そして工場法は、1916(大正5)年9月1日、施行された。

### 注

- 1) この間の事情は、拙稿「職工問題対策からみた明治期雇用関係」『社会科学』(同志社大学人文科学研究所)35号, 1985年, 129-134ページ。
- 2) 渋沢青淵記念財団電門社編『渋沢栄一伝記資料』第18巻, 102-103ページ。同上拙稿にも収録している。
- 3) 同上拙稿, 136-144ページ。
- 4) 梅村又次他『労働力』(長期経済統計2)東洋経済新報社, 1988年, 198-199, 216-217, 226-227ページ。
- 5) 小島恒久『働く女性 百年のあゆみ』河出書房新社, 1983年, 15-19ページ。
- 6) 条例案は、通商産業省編『商工政策史』(第8巻 工業労働, 商工政策史刊行会, 1962年)の13-15ページに収録されている。同上拙稿の172-175ページにも全文収録。
- 7) 同上書『商工政策史』第8巻, 16ページ。
- 8) 全文は、「京都商業会議所月報」第1号, 1891(明治24)年11月20日, 22-24ページ。
- 9) 池田信『日本社会思想史論』東洋経済新報社, 1978年, 27-33, 47ページ。
- 10) 間宏監修・解説『工場法』日本労務管理史資料

集第1期第2巻, 五山堂書店, 1987年, 4ページ。

- 11) 有賀長文「職工条例制定の時期に就て」『国家学会雑誌』129号, 1897(明治30)年11月。
- 12) 飯島幡司『日本紡績史』創元社, 1949年, 66-71ページ。
- 13) 規約の全文は未見であるが、要領は、隅谷三喜男編集・解説『職工および鉱夫調査』(生活古典叢書第3巻, 光生館, 1970)の131-133ページに所収。
- 14) 鐘淵紡績と中央綿糸紡績業同盟会との抗争は、前掲書『渋沢栄一伝記資料』第10巻, 525-541ページ参照。
- 15) 隅谷三喜男編集・解説, 前掲書『職工および鉱夫調査』所収。
- 16) 労働省編『労働行政史』第1巻, 労働法令協会, 1961年, 30ページ。
- 17) 全文は、同上書, 33-38ページに掲載されている。
- 18) 前掲拙稿「職工問題対策からみた明治期雇用関係」177ページ。
- 19) 前掲書『労働行政史』第1巻, 38-40ページ。
- 20) 労働組合期成会は、女性や年少者の夜業を容認する姿勢をとった。
- 21) 伊藤正「労働保護に関する国家干渉の範囲を論ず」『早稲田学報』22号, 1898年12月。
- 22) 拙稿「日本における性別役割分業の形成 一家計調査をとおして」共著『制度としての〈女〉』平凡社, 1990年参照。
- 23) 上笠一郎・山崎朋子『日本の幼稚園』理論者, 1974年, 131ページ。同じ年に、大阪の天満紡績会社工場内にも保育所が付設される(『近代日本婦人問題年表』日本婦人問題資料集成 第十巻, ドメス出版, 1980年, 47ページ)。
- 24) 前掲書『工場法』所収, 「工場法案調査資料」東京商業会議所, 明治36年1月30日, 53-64ページ。
- 25) 同「工場法案調査資料」61ページ。
- 26) 同「工場法案調査資料」1-4ページ。
- 27) 明治35(1902)年「工場法案要領」での職工保護規定は以下のとおりである。

#### 第四 職工・徒弟ノ年令制限

十一歳未満ノ者ハ工場ニ於テ傭使セシメサルコト、但シ勅令ヲ以テ向十箇年間左ノ如キ猶予ヲ与フルコト  
 満八歳以上ノ者ハ工場法施行後二箇年ヲ限り、満九歳以上ノ者ハ次ノ三箇年ヲ限り、満十歳以上ノ者ハ次ノ五箇年ヲ限り傭使セララルヲ得ルコト、但シ一たび傭使セラレ得ル年令ニ達シタル者ハ、爾後本文ニ抵触スルニ至ルモ、仍傭使ヲ妨ケザルモノトス

#### 第五 徹夜業ノ制限

十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ハ、午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間、工場ニ於テ傭使セシメザルコト、但シ左ノ例外ヲ設ケルコト

(一)(二) (略)

(三) 工場ニ於テ職工、徒弟ヲ二組以上ニ分チ、交替ニ

傭使スル場合ニ関シテハ、勅令ヲ以テ左ノ如キ除外例ヲ規定スルコト、満十三歳以上十六歳未満ノ男女及満十六歳以上ノ女子ハ、午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ト雖ドモ、工場ニ於テ傭使スルヲ得ルコト、但シ工場法施行後五箇年間ハ、満十一歳以上十三歳未満ノ男女ヲ傭使スルヲ得ルコト

#### 第六 就業時間ノ制限

十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ニハ、勅令ヲ以テ十二時間以上ノ就業時間ヲ制限スルヲ得ルコトトシ、其ノ勅令ハ向十箇年ヲ期シ、漸次就業時間ヲ短縮スルノ目的ヲ以テ、左ノ如ク定ムルコト、但シ天災事変ノ際及臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ関シテハ、例外ヲ設クルコト

(甲) 十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ハ、左ニ掲クル就業時間ヲ超エ、傭使スルヲ得ザルコト

- 第一種工場 十四時間
- 第二種工場 十五時間

(乙) 工場法施行ノ日ヨリ五箇年ノ後ハ、第一種工場ノ就業時間ヲ十三時間ニ短縮シ、第二種工場ノ就業時間ヲ十四時間ニ短縮シテ、五箇年ヲ経タル後ハ、第一種工場ノ就業時間ヲ十二時間ニ短縮シ、第二種工場ノ就業時間ヲ十三時間ニ短縮スルコト

(丙) 工場ノ種別ハ、別ニ之ヲ定ムルコト

就業時間ノ制限ニ対スル例外ハ左ノ如シ

(略)

#### 第七 休憩時間ノコト

十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ニ関シテハ、勅令ヲ以テ一日一時間三十分以内ノ食事及ビ休憩時間ニ関スル規則ヲ定ムルヲ得ルコトトシ、其ノ勅令ハ左ノ如ク定ムルコト

工場ニ於テハ一日一時間三十分以上ノ食事及ビ休憩時間ヲ定メ、十六歳未満ノ男女又ハ十六歳以上ノ女子ニ休憩ヲ為サシムベキコト、但シ一日ノ就業時間ガ十二時間以内ナル場合ニ於テハ休憩時間ヲ一時間ト為シ、一日ノ就業時間ガ十時間以内ナル場合ニ於テハ、休憩時間ヲ四十五分間ト為スルコト

事業ノ種類ニ依リ、休憩時間中機械ノ運転ヲ停止スベキコト、但事業ノ種類ハ農商務大臣之ヲ指定スルコト

#### 第八 休日ノコト

十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ハ、勅令ヲ以テ一箇月二日以内ノ休日ニ関スル規則ヲ定ムルヲ得ルコトトシ、其ノ勅令ニハ就業時間ノ制限ニ対スル例外ニ準ジテ、天災事変ノ際、及臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ関スル例外ヲ設クルコト

第九 特ニ危険ナルカ又ハ衛生ニ害アル業務ニ関スル制限  
十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ハ、勅令ヲ以テ特ニ危険ナルカ、又ハ健康ニ害アル業務ヲ禁止制限ス

ルヲ得ルコトトス、但其ノ勅令ヲ以テ制限スルモノハ左ノ如シ

(甲) 運転中ノ機械ノ危険ナル部分、原動力機若クハ動力伝導装置ノ掃除、注油、検査若クハ修善又ハ運転中ノ調帯、調索、取外シ若クハ取付ケニ、十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ヲ傭使スルヲ得ザルコト

(乙) 塵埃、粉末、有害瓦斯ヲ発生スル業務、毒薬、劇薬、其他有害料品、又ハ爆発性、発火性ノ料品ヲ取扱フ業務、塵埃、粉末、有害瓦斯ヲ発生スル場所ニ於ケル業務ニハ、十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ノ傭使ヲ禁止シ、又ハ制限スルコト、但業務及職工ノ種類ハ農商務大臣之ヲ指定スルコト

- 28) 前掲書『商工政策史』第8巻、38ページ。
- 29) 前掲書『工場法』所収、農商務省商工局工務課「工場法案要ニ対スル意見書摘要表」明治37年1月、2-13ページ。前掲書『商工政策史』第8巻では、賛成12、賛成のうえ修正意見を付したところが31、時期尚早と反対したところが2とまとめている(38ページ)。
- 30) 前掲書『商工政策史』第8巻、38ページ。
- 31) 前掲資料「工場法案調査資料」1-35ページ。
- 32) 同上資料「工場法案調査資料」91-115ページ、前掲資料「工場法案要ニ対スル意見書摘要表」13-23ページ。
- 33) 池田、前掲書、216ページ。
- 34) 小林端五『工場法と労働運動』青木書店、1965年、272ページ。
- 35) 工場法案の全文は、前掲書『商工政策史』第8巻、42-44ページ。
- 36) 工場法案の全文は、同上書『商工政策史』第8巻、45-49ページ。
- 37) 池田、前掲書、217ページ。『工場衛生調査資料』は、麓山京編集・解説『女工と結核』(光生館、1970年)に収録されている。
- 38) 池田、前掲書、215ページ。
- 39) 通商産業会編『商工政策史』第4巻、商工政策史刊行会、127ページ。
- 40) 「工場法案に対する答申書」は、前掲書『商工政策史』第8巻、52-55ページ。
- 41) 第二七議会に提出された工場法案および議会議修正箇条の全文は、同上書『商工政策史』第8巻、59-61ページ。

(1994年11月1日受理)